

農村景観と食資源を活用した観光地域づくり推進事業（アウトドア関連）業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

農村景観と食資源を活用した観光地域づくり推進事業のうちオートキャンプ場を拠点としたアウトドア関連分野での受入れを推進するため、地域資源の掘り起こしとキャンプ場のサービス機能向上及び経営ビジョンの策定業者の選定に当たり実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 農村景観と食資源を活用した観光地域づくり推進事業（アウトドア関連）
- (2) 業務内容 農村景観と食資源を活用した観光地域づくり推進事業（アウトドア関連）業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から平成30年3月5日まで
- (4) 委託料上限額 金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 発注者 黒松内町長 鎌田 満
- (6) 事務局 黒松内町教育委員会
〒048-0101 北海道寿都郡黒松内町字黒松内392番地2
電話:0136-72-3160 FAX:0136-72-3209
E-mail:gakkou@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

3. 委託業者選定方式

募集方法はプロポーザル方式による公募とし、黒松内町が実施する審査結果に基づき候補者を選定する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす単独の事業者又は複数の事業者等で構成する連合体とする。

- (1) 道内に事務所を有する法人・団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 黒松内町および国やその他地方公共団体の建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去3年以内において同種業務を受託した実績があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと並びに同条第6号に規

定する暴力団の統制下にある団体に該当しない者であること。

(7) 国税及び地方税の未納、滞納等がないこと。

5. スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 平成29年6月13日(火) |
| (2) 質問受付期限 | 平成29年6月20日(火) 午後5時必着 |
| (3) 参加申込・企画提案書受付期限 | 平成29年7月7日(金) 午後5時必着 |
| (4) 候補者選定(予定) | 平成29年7月13日(木) |
| (5) 審査結果公表(予定) | 平成29年7月14日(金) |

6. 参加表明書の提出方法

- (1) 提出書類
- ①参加申請書(書式指定)
 - ②事業者概要書(書式自由:会社パンフレット等の添付も可)
 - ③申出書(書式指定)
 - ④企画提案書
 - ・企画提案書(書式自由)
仕様書の「6. 企画提案を求める内容」を網羅すること。
 - ・業務実施体制(書式自由)
- (2) 提出部数 各3部
- (3) 提出期限 平成29年7月7日(金) 午後5時必着
- (4) 提出方法 前記「2. 業務概要」に示した事務局まで持参または郵送

7. 審査に関する事項

- (1) 審査方法
- 企画提案内容を黒松内町において、書類及びプレゼンテーション審査を実施し、提案内容の実現性、有効性及び先駆性、業務遂行の実施体制と安定性等を総合的に審査した上で候補者を1者選定する。
- (2) 書類審査
- 企画提案書を提出した者が、5者を超える場合は、書類審査会において書類選定をし、5者を選定する。
- (3) プレゼンテーションの実施日時及び場所
- 参加者に別途通知する。
- (4) 審査結果
- 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできない。

8. 契約手続等

- (1) 候補者と協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、候補者と黒松内町との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は委託料上限額を超えないものとする。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、黒松内町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

9. その他

- (1) この事業は、国の交付金を活用した事業（地方創生推進交付金事業）であり、黒松内町総合戦略の内容と整合を図ること。
- (2) この事業は、会計検査院の現地検査等の対象となることがある。
- (3) 無効となる場合は以下のとおりとする。
 - ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ②企画提案書等に不足があったもの。
 - ③虚偽の内容が記載されているもの。
 - ④実現できない項目が含まれていることが判明したもの。
- (4) 提出された書類については、追加・削除等を認めない
- (5) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザル参加に要する経費はすべて提案者負担とする。
- (7) 提出期限までに企画提案書等を提出したものに対して、内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

以 上